

滝沢市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を令和4年7月に実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年8月9日

滝沢市監査委員 佐藤 博己
滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

定期監査報告書

1 監査対象機関及び監査執行年月日

監査対象機関	監査執行年月日
滝沢南中学校、滝沢中学校	令和4年7月 5日
姥屋敷小中学校、柳沢小中学校、滝沢第二中学校、一本木中学校	令和4年7月 6日
議事総務課、監査委員事務局	令和4年7月11日

2 監査場所

当該学校、滝沢市役所第2委員会室

3 監査執行者

滝沢市監査委員 佐藤 博己

滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

4 監査対象事務

令和3年度における財務事務事業全般

5 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適法かつ効率的に行われているかを主眼とした。

6 監査の方法

令和3年度における財務事務、事業の実施状況及び事業の管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めた。

所定の調書に基づき、各所属長から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月出納検査の結果を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係帳票、調書類を調査する監査の方法とした。

7 監査の結果

監査の対象とした財務に関する事務事業の執行及び事業の管理状況については、全般的にみて概ね良好と認められる。

なお、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

留意改善を要する事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施した結果、次のとおり留意改善すべき事項が認められた。

○教育委員会 学校教育指導課

薬品保管庫の鍵の保管が適切に行われていない例が、一部の学校で見受けられた。

また、薬品の保管・使用に関する管理簿への記載が不備な例が、一部の学校において見受けられた。

教育委員会においては毎年、薬品等の適切な取り扱いの徹底を文書で通知指導しているものの、今回の指摘を踏まえ改めて状況の把握を行うとともに、適切な管理の周知徹底を図るよう、特段の措置を講じられたい。